

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

京 都 市
清 明 保 育 園

新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（4月8日現在）

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、4月7日、政府が緊急事態宣言を発令し、隣接する大阪府・兵庫県が対象区域として指定されるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される状況となっています。
当園におきましても、感染予防のための対応をしておりますが、御家庭におかれましても、引き続き、可能な範囲で家庭での保育に御協力をお願いするとともに、お子様や御家族に発熱の症状等が見られる場合は、速やかに、当園へ御連絡をいただきますようお願いいたします。

記

1 本市の現状

- ・ 緊急事態宣言の対象区域とはなっておらず、また、「感染拡大警戒地域」とまで判断する状態ではないが、対象区域に選定された大阪府・兵庫県と近接するなど「予断を許さない状況」にあります。
- ・ 特に、3月30日（月）から4月5日（日）までの新規感染者数が44人となり、その前の週の17人の2.6倍となるとともに、感染経路が把握できない事例の増加やクラスターの発生など、危機的な状況にあります。
- ・ こうした状況を受けて、4月8日、緊急事態宣言を踏まえた今後の方針を発表したところであり、緊急事態宣言を発令された区域と同様の危機感を持って、感染拡大の防止に取り組む必要があります。

2 子育て支援施設の対応一覧

別紙のとおり

3 保護者の皆様をお願いしたいこと

(1) 自宅での保育について

子どもの感染リスクを下げ、子どもの安全を最優先とする観点から、引き続き、可能な限り、自宅での保育に御協力をいただくようお願いいたします。

特に、お子様はもとより、御家族の方に風邪の症状等が見られる場合は、感染拡大防止の観点から、登園を控え、自宅で静養いただくようお願いいたします。

(2) 感染症対策の徹底

- ・ 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるようにしてください。
- ・ 手洗いや咳エチケット等、基本的な感染症対策を徹底してください。

- 帰宅時や調理の前後、食事の前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。
- 咳などの症状がある場合は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにもウイルスが付着し、ドアノブ等を介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、マスクを着用する等、咳エチケットを行ってください。
- 持病がある方などは、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

(3) 登園前の健康観察の実施等

- ・ 登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
- ・ お子様や御家族に発熱等の風邪症状がみられる場合や登園に当たって不安を感じられる場合は、無理をせず、当園に連絡のうえ、登園を控えて、自宅で休養してください。
- ・ 以下の症状が続く場合は、速やかに、帰国者・接触者相談センター（電話075-222-3421、土・日・祝日を含む24時間対応）に御相談いただくとともに、当園まで一報をお願いします。また、医療機関を受診した結果についても、当園まで一報をお願いします。（特にPCR検査を実施される場合は、速やかに登園までご連絡いただきますようお願いいたします。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている（解熱剤を飲み続けなければならぬときを含む）
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 基礎疾患等がある方や妊婦の方は、上の状態が2日程度続く場合

(4) その他

- ・ 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見などの人権侵害が生じないように、十分に配慮して指導しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症におきましては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。